

滋 医 政 第 2 6 3 号
令和 2 年 (2 0 2 0 年) 3 月 2 4 日

滋 賀 県 医 師 会 長
各 地 域 医 師 会 長
滋 賀 県 歯 科 医 師 会 長
滋 賀 県 病 院 協 会 長 } 様

滋賀県健康医療福祉部医療政策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
医療関係施設等に対する融資について

平素は、本県の保健医療行政の推進に格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和 2 年 3 月 10 日付けで厚生労働省医政局医療経営支援課より別添写しのおり事務連絡がありましたので、内容について御承知いただくとともに、貴会会員へお知らせ願います。

滋賀県健康医療福祉部医療政策課
医療整備係 山本
TEL : 077-528-3625



事務連絡
令和2年3月10日

都道府県
各指定都市衛生主管部（局）御中
中核市

厚生労働省医政局医療経営支援課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
医療関係施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構では、医療関係施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定・低利で融資しており、令和2年2月21日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった医療関係施設等に対する融資について」のとおり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合の長期運転資金については、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

この度、当該優遇融資の条件について、貸付利率の引き下げ及び貸付金の限度額等の更なる拡充を行うこととなりましたので、対象となった医療関係施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の市区町村や関係機関、医療関係施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、融資の相談及び今後の手続等につきましては、（別紙）下部に記載の「（参考2）独立行政法人福祉医療機構相談窓口」までお問い合わせいただきますよう、あわせてご周知ください。

【担当連絡先】

厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係

代表電話：03-5253-1111（内線 2671）

直通電話：03-3595-2261

(別紙)

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった 医療関係施設等に対する優遇融資の概要 (独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業)

下記の通り、優遇融資の条件について、貸付利率の引き下げ等の更なる拡充を行います。
※今回の拡充以前にご相談いただいた法人におかれましても、本件による優遇融資をご利用いただけます。

○長期運転資金

	通常の融資	従来の優遇融資	本件による優遇融資の更なる拡充
償還期間 (据置期間)	1年以上3年以内 (6か月以内)	5年以内 (1年以内)	10年以内 (5年以内)
貸付利率 (令和2年3月10日現在)	0.802%	0.200%	《当初5年間》 ・1億円まで：無利子 ・1億円超の部分は0.200% 《6年目以降》0.200%
貸付金の限度額	老健： 1,000万円 診療所： 300万円	病院・老健： 1億円 診療所：4,000万円	病院：7.2億円 老健・介護医療院：1億円 それ以外の施設：4,000万円 (貸付金額3億円までは 無担保で融資が可能)

(※) 既往貸付金については、最大6か月を限度として返済猶予のご相談に応じております。

融資の相談につきましては、(参考2) 独立行政法人福祉医療機構相談窓口までお問い合わせください。

(参考1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

[融資相談] 福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 (電話番号 03-3438-9940)

大阪支店 医療審査課 融資相談係 (電話番号 06-6252-0219)

[返済相談] 顧客業務部 顧客業務課 (電話番号 03-3438-9939)

医療貸付問合せフォーム：

<https://www.int.wam.go.jp/wamhp/hp/info-tabid-640/info-iryuu-tabid-2375/>



事務連絡
令和2年2月21日

都道府県
各指定都市衛生主管部（局）御中
中核市

厚生労働省医政局医療経営支援課

新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
医療関係施設等に対する融資について

独立行政法人福祉医療機構では、医療関係施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定・低利で融資しております。

医療関係施設等は、地域医療を守る観点から欠くことのできないものであり、新型コロナウイルス感染症により、当該施設の責に帰することができない事由で機能停止等になった場合に、別紙のとおり、長期運転資金について、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資（以下「優遇融資」という。）を行っております。

つきましては、対象となった医療関係施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるように、管内の市区町村や関係機関、医療関係施設等に対する周知について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当連絡先】

厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係

代表電話：03-5253-1111（内線 2671）

直通電話：03-3595-2261

(別紙)

**新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった
医療関係施設等に対する優遇融資の概要**
(独立行政法人福祉医療機構 医療貸付事業)

○長期運転資金

	通常の融資		本件による優遇融資
償還期間 (据置期間)	1年以上3年以内 (6か月以内)	➔	5年以内 (1年以内)
貸付利率 (令和2年2月21日現在)	0.801%		0.200%
貸付金の限度額	老健：1,000万円 診療所：300万円		病院・老健：1億円 診療所：4,000万円

(※) 既往貸付金の返済については、個別にご相談ください。

融資の相談につきましては、(参考2) 独立行政法人福祉医療機構相談窓口までお問い合わせください。

(参考1) 独立行政法人福祉医療機構 ホームページ <https://www.wam.go.jp/hp/>

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構 相談窓口

[融資相談] 福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係 (電話番号 03-3438-9940)

大阪支店 医療審査課 融資相談係 (電話番号 06-6252-0219)

[返済相談] 顧客業務部 債権課 (電話番号 03-3438-9936)